

トピックス

TOPICS

少子化社会対策大綱の推進について (2021年度における主な取組)

2019年の出生数が90万人を割り、「86万ショック」とも呼ぶべき状況となったことを背景に、出生数の減少に対する危機感や少子化対策への社会的な関心が高くなっている。さらに、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、2020年の婚姻件数や妊娠届出数に減少傾向がみられ、新型コロナウイルス感染症の流行が、結婚行動や妊娠活動に少なからず影響を及ぼした可能性があると考えられる。

少子化対策については、2020年5月に新たな「少子化社会対策大綱」（2020年5月29日閣議決定）を策定するとともに、同年12月に閣議決定した「全世代型社会保障改革の方針」（2020年12月15日閣議決定）において具体的な取組を示すなど、大綱に基づく施策の具体化に取り組んでいるところである。

本稿では、「全世代型社会保障改革の方針」に盛り込まれた事項も含め、「少子化社会対策大綱」で重点的に取り組むべきとされた事項で、2021年度予算などで措置した主な取組を紹介する。

(※) ★は、「全世代型社会保障改革の方針」に盛り込まれた事項である。

1. 結婚支援

- 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援
- ・地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体が行う結婚支援、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

を支援している。

- ・2021年度は、地方公共団体間の連携を伴う広域的な結婚支援、AIを始めとするマッチングシステムの高度化等を重点的に支援する（補助率を2分の1から3分の2に嵩上げ）とともに、オンラインによる結婚支援・子育て相談など、コロナ禍での新たな取組を推進する。

また、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（家賃や引越費用など、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを補助する事業）について、近年の婚姻の状況、コロナ禍における経済的打撃や将来不安が結婚に及ぼす影響等を考慮し、年齢・年収要件の緩和を行う（年齢要件を34歳以下から39歳以下に、世帯年収要件を約480万円未満相当から約540万円未満相当に、それぞれ緩和）。あわせて、都道府県が主導して管内市区町村における本事業の面的拡大を図る優れた取組については、上述の緩和に加え、補助上限額を引き上げる（30万円から29歳以下は60万円に引上げ）とともに、補助率を嵩上げする（2分の1から3分の2に嵩上げ）。

2. 妊娠・出産への支援

★不妊治療等への支援

- ・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成について、所得制限の撤廃、助成額の増額（1回15万円（初回のみ30万円）から、1回30万円に増額）等、大幅な拡充を行い、2021年1月1日以降

に終了する治療から適用する。不妊治療への保険適用について、2022年度当初からの実施に向け作業を進める。

- ・事業主等の不妊治療と仕事の両立支援への理解を深め、不妊治療を受けやすい職場環境を整備するため、事業主向けセミナーを実施するとともに、そうした職場環境の整備に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。

また、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づき事業主が策定する行動計画に関する指針を改正し、本改正について2021年4月1日から適用することで、不妊治療と仕事の両立について事業主の計画的な取組を促す。

- ・不妊症・不育症に悩む方への相談支援の充実を図るため、不妊専門相談センターにおける相談支援体制の強化等を行う。
- ・不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある不育症検査のエビデンスを集積し、将来的な保険適用を目指すため、不育症検査に要する費用への助成金（最大5万円）を創設する。

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・子育て世代包括支援センターに困難事例への対応等の支援を行う専門職を配置することで、相談支援の機能を強化する。
- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後ケア事業の全国展開を図る。

3. 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

★待機児童の解消

- ・待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資

源の活用を進めるため、2020年12月、「新子育て安心プラン」を取りまとめ、公表した。

- ・「新子育て安心プラン」に基づき、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指す。
- ・「くるみん」認定を活用し、従業員の育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する助成制度を創設する（企業当たり50万円、2021年10月1日から2027年3月末までの措置）。

★男性の育児休業の取得促進

- ・2020年9月より、労働政策審議会において、男性の育児休業取得促進策等について議論が行われ、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を2021年通常国会（第204回国会）に提出した。

4. 地域・社会による子育て支援

- ・子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組を推進する。
- ・また、このような各子育て支援事業の実施者の連携・協力に関する取組を促進するため、地域子ども・子育て支援事業を行う市

町村その他の子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項について市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項として位置付けること等を内容とする「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」を、2021年通常国会（第204回国会）に提出した。

5. 経済的支援（2021年度税制改正）

- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の延長及び拡充（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その適用期限を2023年3月31日まで延長する等の措置を講ずる）。
- 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置（地方公共団体等が行うベビーシッターの利用料等に対する助成について、非課税とする（所得税、個人住民税／企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む））。
- 産後ケア事業に要する費用に係る税制措置

の創設（産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする（消費税、地方消費税））。

6. 新型コロナウイルス感染症への対応

- 不安を抱え困難な状況にある妊産婦に対する電話やオンラインによる相談支援・保健指導等の実施、里帰り出産が困難な妊産婦に対する育児等支援サービスの提供等、妊産婦・乳幼児への総合的な支援を行う。
- 保育所等、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等を補助する。

2021年度予算は、「少子化社会対策大綱」の具体化に向けた取組の第一歩である。これをスタートとして、引き続き、「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策に大胆に取り組んでいく。

少子化社会対策大綱の推進について＜令和3年度における主な取組＞

（※）令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算、令和3年度税制改正要望結果等を基に作成。（）内は令和2年度当初予算額。
（※）★は「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定）に盛り込まれた事項。

結婚支援

- 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援
【地域少子化対策重点推進交付金 3次補正+当初20億円】
【自治体間連携を伴う広域的な結婚支援に対する重点的支援】
・AIを始めとするマッチングシステムの高度化や相談員による支援を組み合わせた結婚支援の取組等に対し、補助率を高め(1/2→2/3)
【結婚新生活支援事業の充実】
・年齢・年収要件の緩和（34歳以下→39歳以下、世帯年収480万円相当→540万円相当）
・都道府県が主導して管内市区町村における本事業の面的拡大を図る優れた取組については、上記の緩和に加え、補助上限額を引き上げる(30万円→29歳以下60万円)とともに、補助率を高め(1/2→2/3)

妊娠・出産への支援

- ★不妊治療等への支援
【不妊治療への経済的支援】※保険適用については令和4年度当初からの実施に向け作業を進める
・現行の助成制度の拡充【3次補正370億円(151億円)】
【不妊治療を受けやすい職場環境整備】
・社会的機運の醸成（企業・職場や社会の理解促進）
・不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備(事業主の取組促進)【当初0.3億円(0.2億円)】
・中小企業向け助成金による中小企業の取組支援【当初4.7億円(新規)】
・企業が策定する行動計画の指針を改正（令和3年4月1日から適用）等
【不妊症・不育症への相談支援等】
・不妊専門相談センターにおける相談支援体制の強化【当初6.3億円(1億円)】等
【不育症への経済的支援】・不育症検査への助成金の創設【当初12億円(新規)】
○妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援
【子育て世代包括支援センターの強化】
・困難事例への対応等支援に要する人員の追加配置
【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】
【産後ケア事業の全国展開】【当初42億円(27億円)】

仕事と子育ての両立支援

- ★待機児童の解消
【「新子育て安心プラン」の実施】
・令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備
【運営費：当初529億円】※公費+事業主提出金の追加要額
・企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充(1日2,200円→4,400円)【当初7.8億円(3.8億円)】
・育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する50万円の助成事業を創設【当初2億円(新規)】等
★男性の育児休業の取得促進
・出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入、妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置等に関係審議会できりまとめ、令和3年の通常国会に必要な法案を提出。

地域・社会による子育て支援

- 多機能型地域子育て支援の新たな展開
【利用者支援事業】
【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】
・地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施
【ファミリー・サポート・センター事業】【同上】
・安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化
【地域子育て支援拠点事業】【同上】
・両親共に参加しやすくなるよう、休日の育児参加促進に関する講習会実施を支援 等

経済的支援

- 税制
・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等
【適用期限：令和5年3月まで】
・国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等（*）の非課税措置
*地方自治体等が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成
・産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設（消費税、地方消費税）

新型コロナウイルス 不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援等の実施【3次補正 46億円】
感染症への対応 保育所等及び地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援【3次補正(内閣府)65.2億円(厚生労働省)117億円】
※検討事項とされた項目を含め、大綱に基づく施策の進捗状況等について、PDCAサイクルを通じたフォローアップを実施。